

10月は
消費者月間です!

みなさんのくらしの安全をサポートします! 三鷹市消費者相談室のご案内

消費者相談室は昭和57年の開設以来、契約上のトラブルや商品・サービスに関する問題など、生活に関するさまざまな相談に対応してきました。現在も、3人の相談員がみなさんの相談にお応えしています。また、被害を未然に防ぐため、要望により相談員が地域や団体に出向いて消費者被害防止啓発活動(地域消費者セミナー)を行っています。

平成21年度に寄せられた相談は1,121件で、前年度より22件減少しました。相談の総数は16年度から減少傾向が続いていますが、近年はインターネットの普及で複雑・多様化した取引に関する相談や、高齢者を狙った悪質商法などの被害相談が増えています。

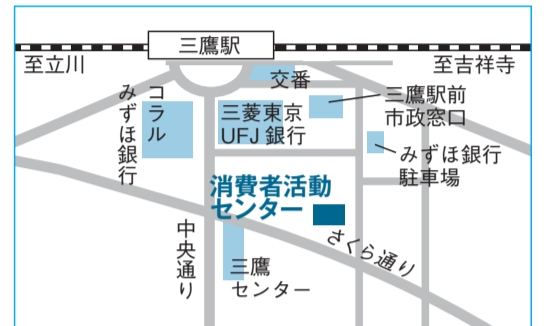
毎年10月は、消費者月間です。この機会に、消費者被害などを身近な問題として意識し、注意しましょう。少しでもおかしいと思ったら、消費者相談室へ相談してください。

☎消費者活動センター ☎43-7874

消費者相談室(消費者活動センター)

相談は直接または相談専用電話
☎47-9042へ

月～金曜日(祝日、年末年始除く)
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
☎下連雀3-22-7



10月は消費者月間

くらしフェスタ東京2010 もっと広げようコミュニケーションの輪
責任ある消費行動

東京都消費者月間協賛事業

記念講演会「水とくらし」 講師:東京農工大学名誉教授 小倉紀雄さん

☎10月27日(水)午前10時～正午 申☎10月4日(月)午前8時30分から直接または電話で
☎消費者活動センター 70人 同センター ☎43-7874へ(先着制)

教えて! 消費者相談室

例えばこんな相談が...

1 相談にはどのように対応してくれるの?

専門の相談員が経緯を聞き取り、相談者の意向を確かめ、必要に応じて助言します。そして相談者と事業者の間に入り、合意点を見つけていきます。情報量・交渉力の点で弱い立場の消費者と事業者との格差を埋める役割を担っていますが、トラブルの解決には当事者間での歩み寄り・合意がある程度必要で、合意が得られずあっせんが不調に終わることもあります。

2 どんな相談でも対応できるの?

消費者相談室は、トラブルを解決するためのあっせん・助言を行う機関であり、強制権限はありません。また、相談員は、消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントのいずれかまたは複数の資格を持っていますが、弁護士資格ではないため、消費者に代わって交渉する代理人にはなれません。
※訴訟中の案件や国民生活センター・東京都消費生活総合センターなどで受け付け済みの相談の掛け持ちはできません。

3 誰でも相談できるの?

市内在住・在勤・在学の方ならどなたでも利用できます(原則として当事者本人からの相談のみ)。未成年者だけの相談も受け付けます。相談員は聞き取り時に事実関係を正確に話してもらうため、相談者との信頼関係を築くよう心がけています。また、守秘義務がありますので、家族などに知られたくない場合は、連絡方法などを工夫しています。
※相談は無料ですが、実費(郵便料金・便せんなど)は相談者の負担です。

相談 1 タレント契約をしたら高額なレッスン料を請求された

人材派遣会社の求人サイトでタレント事務所に募集していたエキストラのアルバイト面接を受けたところ、合格しタレント契約を勧められた。喜んで早速契約すると、タレント活動に必要なさまざまなレッスンを受けるためのスクール入学申込書を書かれ、30万円を請求された。大学生で支払えないと答えたところ、その場では頭金の1万円だけでよいと言われたので支払った。残金は後日、「誰でも借りているよ」と学生ローンを勧められたが、友人に話したらだまされていないかと言われ、平常心を取り戻した。すべて解約したい。

アドバイス

アルバイトがきっかけですが、このケースも消費者相談室で受け付けています。まず、人材派遣会社の登録申込書とスクール入学申込書を確認します。登録申し込みには料金がかからない条件だったため、解約の申出書の提出を勧めました。スクールの申し込みについては、クーリング・オフ期間内だったため、クーリング・オフ通知の書き方・送り方を説明しました。
タレント契約以外でも、仕事をするため、または収入を得るためという名目で、前もって事業者から金銭負担を求められる契約には注意が必要です。いわゆる内職・モニター商法は「業務提供誘引販売」として規制されており、クーリング・オフ期間は20日間です。そのほかの例としては、契約したが仕事してもらえない、仕事をしたが仕事のために契約した商品の支払いが困難になった、などです。

相談 2 家主からの敷金返金トラブルの相談について

アパートを経営している家主です。退去者との間で敷金の清算をめぐるトラブルになっていますが、相談を受け付けてもらえますか?

アドバイス

消費者相談室では、「市民」の消費者トラブルの相談を受け付けています。残念ながら、家主は「事業者」のため、消費者相談室では相談を受け付けられません。しかし、そのほかの相談機関(市役所相談・情報センターの法律相談 ☎44-6600など)を紹介していますので、お問い合わせください。

三鷹市市制施行 60周年 第10回 姉妹・友好市町村 わくわく交流フェスタ

10月17日(日) 午前10時～午後3時 (雨天決行)

◆スケジュール

10:00	オープニングセレモニー
10:15～	参加市町村などの紹介
10:30～	ICU「Wind-Blass Ensemble」
11:00～	東京むさし音頭
11:20～	天装戦隊ゴセイジャーショー(観覧無料)
11:50～	参加自治体PRタイム
12:30～	北陵太鼓(福島県矢吹町)
13:15～	粹物語(バンド演奏)
13:45～	漣研太郎とピストルモンキーズ(バンド演奏)
14:30～	天装戦隊ゴセイジャーショー(観覧無料)
15:00	閉会

参加市町村
◇姉妹都市 福島県矢吹町、兵庫県たつの市
◇友好都市 山形県新庄市、長野県小谷村、岩手県遠野市、長野県川上村、山形県戸沢村、北海道鷹栖町、秋田県北秋田市、山形県白鷹町

山形県白鷹町

©2010テレビ朝日・東映AG・東映